

公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会定款第29条の規定に基づき、役員報酬の支給について定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図る。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものである。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む)、交通費及び日当等をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員職務執行の対価として報酬等を支給しない。

(費用)

第4条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、別に定める旅費規程により支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、総会の決議による。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人の設立の日から施行する。